

第 27 回浦安市民まつり

出店者募集要項（テント出店）

【開催日：令和 7 年 4 月 26 日（土）・27 日（日）】

【注】以下の点にご注意ください！！

令和 3 年 6 月 1 日の食品衛生法の改正に伴い、営利を目的としてイベント会場内で調理したものを販売する場合は、「屋台、露店等での飲食店営業許可」が必要となり、4 ページに記載のある品目から 1 品目での出店となります。許可がない場合は、出店できませんので、あらかじめご了承ください。

【出店者（テント出店）募集期間】

応募期限：令和 7 年 2 月 14 日（金）まで

【※必着、追加備品の受け付けも同様】

応募方法：ちば電子申請サービス（下記 URL 参照）からお申し込みください。

お申し込み後、申込時に入力したメールアドレスに申込完了通知が配信されますので、必ずご確認ください。

URL：https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=39953

※インターネットでの申し込みができない方は、最終ページ記載の問い合わせ先までご連絡ください。

【出店資格と条件】

(1) 出店資格（以下のア、イのいずれか）

千葉県暴力団排除条例ならびに浦安市暴力団排除条例に抵触しないことを確認するため、実行委員会にて出店資格の適正審査を行います。なお、確認作業のため、関係機関等に身分照会を依頼する場合があります。

ア 令和 7 年 1 月 15 日現在において、実行委員の属する団体の会員であるもの
⇒各店舗ごとにお申し込み下さい。

(参考) 浦安市民まつり実行委員の属する団体

- ①浦安市ふるさとづくり推進協議会、②浦安市自治会連合会、
- ③（公社）浦安青年会議所、④（公財）うらやす財団、⑤浦安商工会議所
- ⑥浦安貝類加工協同組合、⑦浦安市商店会連合会
- ⑧（一社）浦安観光コンベンション協会、⑨東京ベイ舞浜リゾート地域協議会

イ 市民活動団体や NPO 法人等（以下、行政出店）

⇒各団体の市担当課へご連絡の上、各店舗ごとにお申し込み下さい。

（2）出店条件

以下の条件を守れない場合、出店を認めない場合があります。

- ア 食品出店の場合、食品衛生法に基づく営業許可を有しているもの
- イ 食品出店の場合、食品衛生責任者またはそれに代わる資格（調理師、栄養士）を有しているもの
- ウ 保健所が定める適正な衛生管理と加工（調理等）及び適正な表示の貼付ができ、販売品を衛生的に取り扱えるもの
- エ 実行委員会が指定する区画（場所）の出店に同意できるもの
- オ 別添誓約書（様式第2号）に同意できるもの
- カ キッチンカー出店と重複での申し込みを行わないもの（別途募集）
- キ 販売終了後、原状回復（出店前と同じ状態に戻す）が行えるもの
- ク 最終対応客（午後4時時点で最後尾に並んでいる客まで）を厳守できるもの
- ケ 本イベント終了後に実行委員会が行うアンケート調査に協力できるもの

（3）出店制限

以下のいずれかに該当する者は出店できません。

- ア 過去3年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）または暴力団員等（暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員をいう）または暴力団または暴力団員等と密接な関係を有する者
- ウ 会場内で政治的活動、選挙運動、宗教活動を行うおそれがある者

（4）販売期間

- ア 原則2日間の出店とする。
- イ 出店時間：午前10時から午後4時（時間厳守）
- ウ 最終対応客：午後4時時点で最後尾に並んでいる客まで
※午後4時以降にならないと撤収作業はできません。

※交通規制の解除に影響を及ぼすこととなるため、厳守してください。

例年、実行委員会の指示に従わない店舗が散見されています。今後のイベント開催に支障をきたすことから、次回以降の出店を認めない場合がありますので厳守してください。

【出店可否の連絡】：令和7年2月下旬頃

- ※ 出店候補者が多数の場合は、抽選で決定します。なお、抽選方法については、事務局による代行抽選を非公開で実施するため、あらかじめご了承の上、お申込みください。

1 イベント概要（予定）

- (1) 名称 第27回浦安市民まつり
- (2) 目的 ふるさと浦安への意識の高揚を図り、商工・観光振興による地域経済の活性化を推進するものです。
- (3) 日時 令和7年4月26日（土）・27日（日） 午前10時から午後4時まで
※雨天決行、荒天中止
- (4) 場所 浦安公園、幹線4号、市役所、文化会館、中央図書館、境川
- (5) 共催 浦安市民まつり実行委員会（以下、「実行委員会」という。）、浦安市
- (6) 内容

ア 特設ステージ公演（一般公募によるステージパフォーマンス公演など）

イ 飲食・物販出店、キッチンカー出店

ウ こどもがつくるまち、フリーマーケット

※詳細については、以下のURLをご参照ください。

URL：[URL:https://www.city.urayasu.lg.jp/kanko/event/1041612.html](https://www.city.urayasu.lg.jp/kanko/event/1041612.html)

- (7) 参考（同時開催事業）

ア 第49回浦安植木まつり

イ 優良企業表彰式

ウ 境川みんなのかわまち春

- (8) 来場見込人数 延べ約5万人（2日間）

※いずれも令和7年1月15日現在のものであり、予告なく変更する場合があります。

2 募集店舗数

ア 飲食・物販等：50店舗程度

イ 行政出店：10店舗程度

※出店の可否については、実行委員会にて出店資格などの審査を行い、審査後の出店候補者が多数の場合は、事務局による代行抽選を非公開で実施するため、あらかじめご了承の上、お申込みください。

3 出店料

出店料は、実行委員会が指定した口座へ令和7年4月14日（月）までに振り込みにてお支払いいただきます。なお、振込手数料は、出店者の負担となります。

- (1) 出店料：20,000円／2日間【テント（3.6m×2.7m）1張、テーブル（約180cm×60cm）1本、いす2脚、テント設置・撤去費用、保険費用を含みます。】

※来場者から料金を徴収しない場合は出店料を免除します。

- (2) 付属品の追加費用：テーブル1本800円、いす1脚200円

その他、出店に必要な備品は、出店者の負担で手配してください。

※飲食出店の場合、食品衛生法に基づきテントに三方幕の設置が義務付けられ

ます。飲食出店でなく、三方幕が不要な場合は事前に事務局へご連絡をください。ただし、撤去した幕の料金について出店料からの減額は行いません。

(3) 出店料の返還

実行委員会は、やむを得ない事情により本イベントを2日間とも中止とする判断をした場合のみ、出店者に納入済みの出店料の返還を行うものとします。その他、本イベントの中止に際して出店で生じた費用については出店者の負担とし、実行委員会は賠償その他の責を負わないものとします。この場合、材料費、人件費、売上など一切の損失については、補てんあるいは補償はしません。

4 販売可能物品と条件

(1) 販売可能物品

飲食物、生活用品等の販売、新製品の展示・PR、相談会の実施など

ア 販売する食材は、安全が認められている食材を使用してください。

（調理営業・販売営業で保健所より許可を得ているもの）

イ 未開封の状態で酒類の販売をする場合には、酒類の販売業免許などのほかに税務署への届け出（期限付酒類小売業免許）が必要になるなど制限があります。許可が必要な場合は、許可が下りるまで時間がかかりますので、早めに税務署へお問い合わせください。

松戸税務署 酒類指導官 TEL：047-363-1171（代表）

ウ 紙コップ等に注ぐ形式で飲料（酒類を含む）の販売をする場合には、保健所へ手続きが必要です。提供する形態により異なりますので保健所へお問い合わせください。

市川健康福祉センター（市川保健所） TEL:047-377-1103

エ 販売価格は市場価格を基準とし、不当な価格で販売しないでください。

オ 出店者は販売品及び出店に関わる一切の責任を負うこととします。

カ 申請時の販売品以外の販売及び宣伝行為は禁止します。

(2) 販売禁止品目

ア 消費期限が切れている飲食物またはそれらで調理したもの

イ 無許可で製造あるいは調理した食品

ウ たばこ、青少年に有害と思われるもの（本、DVD など）

エ 偽ブランド品、盗品や法律で禁止されている物品（コピー商品など）、危険物、薬物、動物、高額商品

オ その他、実行委員会が不適当と判断した飲食物及び物品の販売・持ち込み

(3) イベント会場で調理した飲食物の販売について【重要】

令和3年6月1日の食品衛生法の改正に伴い、千葉県では「行事における食品

の取扱いに関する指導指針」が改正され、営利を目的とし、イベント会場で調理した食料品の販売をご希望の方は「屋台、露店等での飲食店営業許可証」の提出が、また自治会等の団体の方で出店をご希望の方は、実行委員会が取りまとめて行事開催届を保健所に提出することが、必須となっています。

また、「屋台、露店等での飲食店営業取扱要綱」に基づき、同一営業日に取り扱うことができる飲食品は、飲料を除き、4ページに記載される品目のうち、1品目に限られています。

なお、1施設につき、営業許可申請手数料のほか、許可基準を満たす設備（費用は各自負担）が保健所での手続きの際に必要です。

【参考】屋台、露店等での飲食店営業取扱要綱等について（千葉県）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/eishi/denshikan/kankeiyoukoukaisei.html>

ア イベント会場で調理した食料品を販売する場合に認められる飲食物
加熱食品で調理工程が簡単（煮るだけ、焼くだけ、揚げるだけ）なもの

分類	取扱品目（例）
煮物・汁物類	おでん、豚汁
焼き物類	焼き鳥、お好み焼き、たこ焼き、フランクフルト、焼きトウモロコシ、イカ焼き
茹で物類	田楽、じゃがバター
麺類	ラーメン、焼きそば、うどん、そば
揚げ物類	鶏唐揚げ、コロッケ、フライドポテト、アメリカンドッグ
菓子類	今川焼き、たい焼き、ドーナツ、ベビーカステラ、ポップコーン、焼き団子、おしるこ

前記以外で調理工程が簡単（注ぐだけ、取り分けるだけ）なもの

分類	取扱品目（例）
飲み物	清涼飲料水 （食品衛生法で定められている規格基準に合致するもの）
削氷	かき氷 （食品衛生法で定められている規格基準に合致する氷を使用）
アイス クリーム類	ディッシュアップアイス、押し出し式アイス

※ 許可が不要（届出は必要）なもの：チョコバナナ、リンゴ飴、わたあめ、ポップコーン（塩味に限る）。なお、これらの食品であっても調理工程がある（ポップコーンにキャラメルをかける等）場合は許可が必要となります。

※ 食器類は使い捨てのものを使用してください。

- イ イベント会場で調理が認められない食品（例）
 弁当、おにぎり、寿司、カレーライス等の米飯類
 ハンバーガー、サンドイッチ等の調理パン類
 生クリーム類及び加熱しない乳類
 きゅうり浅漬け等の漬物類
 生野菜、生の鮮魚介類、生食肉、生卵等非加熱で提供する食品類
- ウ イベント会場で販売ができない食品
 生の食肉、鮮魚介類の未包装での販売は、会場内ではできません。包装され適正な表示が貼付された包装食肉、包装魚介類の会場での販売には、食品衛生法に基づく営業届が必要です。
- エ 店舗で調理した食料品をイベント会場で販売する場合
 市内の店舗等（食品衛生法に基づく営業許可を取得していること）にて調理した飲食物を包装に入れ適正な表示を貼付して、そのまま開封せずに本イベント会場へ運搬し、当該許可を得ている責任者の監督下において販売する場合については、食品衛生法に基づく営業許可を取得する必要はありませんが、取り扱おうとする食品の販売の可否について、あらかじめ保健所にご確認をお願いいたします。また、調理・包装済みの飲食物を販売する場合は、食品表示法（以下参照）に基づき、名称、期限表示、製造者、販売者、アレルギー等を必ず表示してください。

（参考）食品表示法【表示例】国内製造された菓子

名称	焼菓子
原材料名	大豆（カナダ）、バター、牛乳、砂糖、卵黄（卵を含む）
添加物	香料、レシチン（大豆由来）
内容量	1本
賞味期限	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
保存方法	直射日光を避け常温で保存してください。
販売者	〇〇商事株式会社 千葉県〇〇市〇〇1-1
製造者	有限会社〇〇食品 千葉県〇〇郡〇〇町〇〇2-123

栄養成分表示 1 本（25g）当たり	
熱 量	116kcal
たんぱく質	5g
脂 質	8g
炭水化物	7g
食塩相当量	0.1g

※「はじめての食品表示（千葉県）」から抜粋。

栄養成分表示については省略できる場合があります。

詳細については、以下の保健所にお問い合わせください。

市川健康福祉センター（市川保健所） TEL:047-377-1103

（4）調理作業について（食中毒にはくれぐれもご注意ください。）

ア 食品取扱者が屋台、露店内で、手指洗浄消毒ができるように給水タンク及び排水タンク、液体石鹸、アルコール消毒薬、ペーパータオルを設置し、手洗いを励行してください。

※ノロウイルスの殺菌・消毒には次亜塩素酸ナトリウムを使用してください。

（アルコールは効果がありません）

イ 清潔な身だしなみをお願いします。（清潔な服装、爪切り、頭髪を清潔に整える、帽子・マスクの着用など）

ウ 体調の悪い人（下痢、腹痛、嘔吐、かぜ）や手指に創傷のある人は、絶対に調理作業に従事しないでください。

エ 調理前やトイレ、喫煙の後は必ず手洗い、消毒を行うようにしてください。

オ 調理担当者は、嘔吐処理をしないでください。（ノロウイルスが原因である場合、調理を通してウイルスを拡散することにつながるため）

カ 調理作業及び食品や機材の保管は、必ずテント内で食品を汚染しないように行ってください。

キ 屋台、露店等での飲食店営業許可を取得した施設または自治会等の団体は、ペットボトル等の飲料を紙コップなどに注いで販売することができます。また未開封の缶、パック、ペットボトルなどの販売もできますが、この場合の酒類販売については免許が必要となります。

5 出店に際しての注意事項

（1）車両と搬入搬出

ア 物品搬入搬出に車両を使用する場合は、実行委員会の指定する日時や交通ルール等を順守し、荷下ろし・荷積み終了後は、速やかに車両を移動してください。また、会場内に台車で搬入する場合は、極力、芝生に入らないよう、配慮してください。

- イ 出店者が車両を駐車する場合は、実行委員会が指定する場所（各店舗毎に臨時駐車スペース1台分を用意します）に駐車してください。また、フロントガラスの見える位置に駐車証の掲出をすることとし、駐車証の掲出がない車両の駐車は認めません。なお、駐車証は、出店決定後に配付します。

出店者用臨時駐車場：浦安市立東野小学校 校庭

（〒279-0042 千葉県浦安市東野 1-7-3）

- ウ 搬入搬出に必要な台車などの貸し出しはありませんので、出店者各自でご用意ください。
- エ 搬入した物品の管理は各出店者の責任で行ってください。万が一火災などによる滅失や盗難などの被害にあった場合、実行委員会はその責を一切負いません。

（2）ごみ処理と清掃

「イベントごみ減量ガイドライン」により、ごみの減量等に協力してください。

URL：<https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/gomi/seido/1000426.html>

- ア 出店者は出店者の責務で出店スペースにごみ箱を設置するとともに、適正に廃棄物処理（排水含む）を処理してください。また、購入者に対してごみ箱への廃棄をお願いしてください。
- イ 各出店者はごみ袋を用意し、ごみは必ず持ち帰ってください。会場内に設置したごみ箱へ出店者がごみを投入することは禁止です。
- ウ 会場内の水栓での水洗い及び排水は厳禁です。油などを会場内の排水溝や側溝、植栽に流さないでください。
- エ 調理スペースには、段ボールやビニールシートを敷いて、油やソースなどが地面に染み込まないようにしてください。
- オ 本イベント終了後（午後4時以降）は、速やかに清掃を行ってください。

6 出店許可申請

（1）応募方法

ちば電子申請サービス（下記 URL 参照）からお申し込みください。

お申し込み後、申込時に入力したメールアドレスに申込完了通知が配信されますので、必ずご確認ください。

URL：https://apply.e-tumo.jp/city-urayasu-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=39953

※インターネットでの申し込みができない方は、最終ページ記載の問い合わせ先までご連絡ください。

（2）提出書類（※ちば電子申請サービスの場合は書類の提出は不要です）

（共通資料）

- ア 飲食・物販等出店申請書（第1号様式）・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - イ 誓約書（第2号様式）・・・・・・・・・・・・・・ 1部
（飲食出店の場合はウが、さらに営利目的の場合はエ・オも必要です）
 - ウ 出店計画書（第3号様式）・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - エ 食品衛生法に基づく営業許可一式の写し・・・・・・・・・・・・・・ 1部
 - オ 食品衛生責任者証（またはそれに代わる資格証明書）の写し・・・・・・・・ 1部
- ※ エ・オについて、今回新たに取得される場合、本イベントの出店決定通知を受けた後に、保健所へ必要な手続きを行い、4月4日（金）までに事務局へご提出ください。

(3) 提出先（※ちば電子申請サービスの場合は書類の提出は不要です）

- ア 実行委員の属する団体の会員 ⇒浦安市 商工観光課
- イ 市民活動団体やNPO法人等（行政出店）⇒各団体を担当する浦安市の課

(4) 応募期限

令和7年2月14日（金）まで（必着）

9 出店可否の連絡

出店可否のお知らせについては、令和7年2月下旬頃までに通知します。

10 その他留意事項

- (1) 本イベントの開催は、令和7年度当初予算の成立によって開催が決定します。
- (2) 荒天、その他の影響により、予告なく本イベントの中止や規模縮小など内容を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。
- (3) 飲食出店の申請において、食中毒予防の観点から保健所による改善指導を受ける場合があります。また、イベント当日に市川保健所職員の視察により、改善指導を受ける場合があるため、ご対応いただきますようお願いいたします。
- (4) 飲食出店等で火気器具等を使用する場合は、必ず消火器（粉末ABC消火器10型）をご用意ください。イベント当日に消防職員が視察を行います。
- (5) つり銭は出店者各自でご用意ください。
- (6) 風雨・西日などの気象対策は、各出店者が行ってください。
- (7) 指定した区画範囲を越えた営業・宣伝活動は行わないでください。また、店舗外の街路灯などへの貼り紙や、スピーカー等を利用してBGMや呼び込み等は、他の出店者や来場者の迷惑になることから、行わないでください。
- (8) イベントの円滑な運営と来場者の安全確保のため、混雑時の店舗への行列の整理などにご協力ください。
- (9) 各種マスメディアに撮影されたものが新聞、テレビなどで公開される可能性

があります。また、主催者による記録写真に参加時の活動および肖像が残り、今後の市民まっりの広報活動での印刷物やホームページなどに使用される場合がありますので、代表者は参加者全員にこれらの内容について事前説明を行い、同意を得てください。

- (10) 浦安市都市公園条例及び関係法令を遵守してください。
- (11) 本要項に定めのない事項は、実行委員会の指示に従ってください。

11 出店の取り消し・退去

本募集要項を守らない出店者がある場合には、即時出店停止、次年度以降の出店停止処分とする場合があります、出店料の返却も行いません。ご了承ください。

12 問い合わせ先

浦安市民まつり実行委員会事務局（商工観光課内）

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

TEL：047-712-6297

E-mail:shoukoukankou@city.urayasu.lg.jp